

平成 2 0 年度第 4 回松阪市入札等監視委員会議事録

1 . 日 時：平成 2 1 年 1 月 2 0 日（火） 午後 2 時～

2 . 場 所：松阪市役所 本庁舎 5 階 特別会議室

3 . 出席者

【委員】	委員長	楠井 嘉行
	副委員長	村田 裕
	委員	坂本 聡子
		吉川 和男
		吉田 弘一（今回抽出委員）

【事務局】磯田契約監理担当参事、房木契約監理課長、佐藤検査・契約担当主幹
高村契約係長、池内契約係主任

4 . 議 事

議題 1

- 入札及び契約手続の運用状況等の報告

（平成 2 0 年 1 0 月から 1 2 月分：事務局より説明）

工事の発注状況について

実施入札 159 件、平均落札率 85.80%、平均参加者 9.8 者であった。全体的に競争性は確保できたと考えているが、前期（4～6 月、7～9 月）までと比較すると参加者が 10 社以下となっており若干懸念されるところではある。これは地域指定型（飯南・飯高管内）の平均参加者が 3 者と少なかったことと、グランド補修、電気工事、耐震工事やポンプ工事といった専門工事が多かったことで対応できる参加者が少なかったことが影響していると考えている。

指名停止措置の運用状況について

11 社に対して 11 件の指名停止を行った。（松阪市発注のものではない）

議題 2

- 抽出事案の審議について（吉田委員抽出）

落札率の高かった案件

・予定価格の決定については、「くじ」により設計価格の 98.00～99.99%の範囲内で予定価格を決定しているが、算出率が高く出た場合、最低制限価格（予定価格の 85%）との関連で、業者が最低制限価格付近で入札しているのにも関わらず、それらの全てが最低制限価格を下回り落札外となり、予定価格付近の高値で入札した業者が落札するという不合理な結果を度々招いている。この状況を打開する案はないだろうか？

・専門工種（電気・さく井・ポンプ工事・耐震工事）での高落札率や、参加者が少ないことが目立つがどのような状況なのか？

参加者の少なかった案件

入札参加業者の固定化という状況があるのか？

地域指定型（本庁管内 / 三雲・嬉野管内 / 飯南飯高管内）発注の考え方は？

専門工種発注時に見られる、対応可能な市内業者が少数の場合の考え方は？

総合評価の落札方式の試行結果について

前回の監視委員会で議題となっていたがこの結果についてはどう評価しているのか？

高落札率及び参加者が少なかった入札について

【委員】

前回から継続している課題であるが、高落札率及び参加者が少数だった入札については、やはり問題があると思う。

落札率が高かった入札案件は、

公告番号 345（健康センター空調設備改修工事：94.16%）

381（飯南中学校屋内運動場屋根防水改修他工事：96.05%）

389（大垣内町外下水溝渠修繕工事：97.97%）

参加者が少なかった入札案件は、

公告番号 407（東町団地住宅バリアフリー工事：4 者）

333（森本南 5 号線外 2 路線舗装工事：4 者）

344（飯高町大脇団地線農道舗装工事：5 者）

298（平成 20 年度宝塚古墳公園建設工事（その 2）：2 者）

339（飯高西中学校屋内消火栓設備改修工事設計業務委託：4 者）

398（東部簡易水道事業田引浄水場取水施設改修工事：5 者）

314（勢津通学道線防護柵修繕工事：3 者）

382（阪内川スポーツ公園多目的グラウンド補修工事：1 者）

383（松ヶ崎公園グラウンド不陸修正工事：2 者）

284（松阪市民病院非常用発電装置改修工事：1 者）

279（街路樹補植剪定委託：5 者）

354（市営住宅団地内樹木管理業務委託：5 者）

379（公園樹木剪定施肥委託（その 3）：5 者）

380（三角公園外 26 公園藤棚剪定施肥委託：5 者）

340（松阪市污水处理施設整備事業嬉野第 3-1 処理分区 6006 号外污水管渠工事（MP）：1 者）

331（宇栗子橋耐震補強工事：4 者）

337（平成 20 年度総合運動公園実施設計業務委託（その 2）：2 者）

278 (市道天花寺島田線外 18 路線道路除草工事 : 2 者)
297 (二番組地内下水溝渠修繕工事 : 3 者)
311 (市道横野中央線道路修繕工事 : 5 者)
317 (市道神殿南線外 1 線道路修繕工事 : 3 者)
318 (普通河川東奥谷川河川維持工事 : 3 者)
390 (旧簡易水道施設取り壊し撤去工事 : 5 者)
391 (木場公園整備工事 : 1 者)
392 (市道宇栗子上道線道路修繕工事 : 3 者)
406 (市道野々口宮前旧国道線道路修繕工事 : 1 者)
420 (20 年災第 201 号その他市道木梶落方線道路災害復旧工事 : 3 者)
310 (獵師町排水路改良工事 : 5 者)
324 (準用河川甚太川・名古屋川河川維持業務委託 (その 2) : 1 者)
365 (六呂木町下水溝渠修繕工事 : 5 者)
366 (伊勢寺地区用水路改良工事 : 5 者)
367 (矢津町下水溝渠修繕工事 : 5 者)
404 (小阿坂町下水溝渠修繕工事 : 3 者)
417 (20 年災第 200 号普通河川古茂喜谷川河川災害復旧工事 : 2 者)
双方重複していたのは325、301、303、348、254、302、346、411、377、405であった。
公告番号 325 (準用河川前沖川・九手川河川維持業務委託 (その 2) : 95.47% : 2 者)
301 (林道中谷線路線全体計画測量設計業務委託 : 98.91% : 4 者)
303 (東部簡易水道事業宮前浄水場電気計装工事 : 92.77% : 2 者)
348 (東部簡易水道事業遠方監視システム設備工事 : 95.76% : 1 者)
254 (第 20-101 号天王山 3 号配水池耐震補強及び防水工事 : 99.04% : 2 者)
302 (深長地区農業用用水施設整備工事 : 96.83% : 1 者)
346 (松阪市公共下水道事業松阪第 1 処理分区 1706 号外污水管渠工事 (その 2) : 95.44% : 2 者)
411 (準用河川前沖川河川維持工事 : 97.33% : 1 者)
377 (谷線外 1 線道路修繕工事 : 96.05% : 4 者)
405 (準用河川小田川外河川維持工事 : 94.65% : 1 者)

(事務局説明)

委員のご指摘のとおり、専門業種は参加者が少なく、全国発注を行っているがなかなか参加者が得られない現状である。ポンプメーカー、P C の工事、東部簡易水道のシステム開発・統合、浄水場の電気工事など専門的な内容の発注における状況ある。この点については、発注を行う前に入札参加資格が厳しすぎる内容となっていないかどうかをチェックしており、また、全国発注を行った上での結果でもあり難しいところである。

除草工事は、敬遠される傾向にあり参加業者数が少ないので改善策を講じたい。

地域指定型 (飯南飯高管内) の参加業者が少ない件は、参加者が固定している様子もうかがえることから、改善策を講ずる必要があると認識している。

【委員】

入札参加者が少ないから落札率が高くなるということではない訳か？

（事務局説明）

そのようなことはない。ただ、入札参加者が少なかった場合、同様の発注内容が続くと次回からは落札率が高くなる傾向はある。

【委員】

今回、造園工事などは決まりきったように参加者数が５社である。技術的に施工に必要な事を参加条件に付するのは当然だが、制限しすぎているのではないのか？

（事務局説明）

造園工事については、専門の市内業者が限定されているという状況もあり難しい現状がある。先般、菰野町での契約担当者会議においても造園工事のことは課題になっており、どこの市町においても造園業者は少なく、その割に技術的な要件を求めるので、結果として高い落札率となっており兼ね合いが難しいとの話があった。ただ、当市の入札状況において参加者数は少なくとも、落札率からも伺えるように競争性は発揮されており、その意味では問題無いと考えている。

また、設計金額が１千万を超えると地域条件が準市内も含むこととなり参加者数も増えるのだが、今回のケースは全て１千万未満であったため市内業者のみとなったことも参加者数に影響していると考ええる。

【委員】

１件の発注に対して参加者数は何社以上必要といった具体的な定義はないのか？

（事務局説明）

特に定めてはおりません。ただ、有参加資格者については相当数有るのだが、得意な分野、地域性や利益性の高そうな内容等で入札参加が選択されている状況はある。参加者数が１～２社という状況については、発注の時期や参加条件等検討が必要と考えている。

【委員】

電気工事は高額だが、参加者数が特に少ないように見受ける。どのような状況なのか？

（事務局説明）

これは公正取引委員会の決定による指名停止の影響であり、これにより参加者が制限されてしまい、全国発注をしてもこのような少ない参加者数となってしまっている。

【委員】

今回の電気工事の落札者は以前もこれと同様の工事に入札参加しているのか？

（事務局説明）

283（川越場外無停電電源装置改修工事）については、参加者数・落札率を見ても問題無いと考える。

284（松阪市民病院非常用発電装置改修工事）については、病院の安全性の絶対確保という観点から非常に特殊であり、工事に電源切替え作業が伴うことから、手順を間違えると即生命に関わってくるということもあり複雑で難しく、そういった面からも前回の施工業者である業者

しか結局入札参加してこなかった。1 社入札という結果ではあったが、落札率は 86.73%と競争性の原理は作用したものと考えている。

【委員】

除草工事が不人気というのはどういうことか？

（事務局説明）

金額の割に工期も長いことが敬遠される理由ではないかと考えている。施行伺いをチェックする際、監督に内容や工期については工夫するように指導しているのだが、発注側と受注側との思惑の違いがこのような不人気の状態を招いていると考えている。

除草工事を建設業法の対象から外して、業務委託として発注することも検討課題である。除草工事においては特に特殊な要素も含まれないので、そうすれば工期の間、現場代理人や技術者が拘束されることもないし、業者としても受注しやすくなると考える。当委員会でも検討願いたい。

【委員】

建設業法上問題が無ければ、改善が見出せるのならそうするべきと考える。

また、前より再々議論している業者の入札価格が最低制限価格を下回り落札外となる不合理な結果についても、是非何とかこの第一期目の監視委員会で一つの打開案を導き出したい。せっかくの企業努力が無駄になっていて非常に惜しいと思う。

【委員】

総合評価落札方式でもっと多く発注をすれば殆どの落札率は 85%台になるのではないかと？

（事務局説明）

中央公契連の低入札価格調査の基準価格算定方法が今年度改正になり、直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費の各項目にそれぞれの割合を乗じて算定するようになっており、先日その方法で最低制限価格を試算したところ設定率は 80～82%台になった。国土交通省や三重県もその方法を導入していく方向のようだが、当市が現在設定している最低制限価格の 85%を下回ってしまうということと、事後公表しかしていない各項目の積算内訳にそれぞれの率を乗じて最低制限価格を算定するので、情報漏洩のリスクの懸念が生じるという問題が発生すると考えられる。

（事務局説明）

四日市市が今年度より最低制限価格の設定を平均型にした。応札者の入札価格の低いほうから 6 割の平均額の 90%を最低制限価格に設定するもので、非常に落札率が下がっていると聞いている。最初はそうでもなかったが競争心理が過剰に作用しているのか、最近は 70%台となっているとの事である。建設業者が飽和状態の中で、発注者側で何かしら歯止めをかけないと低価格競争が激化するだけではないだろうか。

【委員】

低入札価格調査を行っている市はあるのか？

（事務局説明）

三重県内の市町で低入札価格調査を行っているところはないと思う。

【委員】

例えば、ある工種やある一定の時期を中央公契連の算定方法で試行してみるということは可能であるのか？

（事務局説明）

それは可能である。

現在の方法（予定価格算出率→最低制限価格 85%）だと、設計価格に一定の率を乗じれば、緻密な積算をしていない入札額でも偶然に落札することもありうるが、その点について改良できるという点でも試行する意義は十分あるのではないだろうか。

【委員】

業者の手間は増えるということになるのか？

（事務局説明）

その方が入札により真剣に参加していただけるのではないだろうか。入札価格が最低制限価格を下回り落札外となる不合理な結果を改善する要素があるのであれば、実施する価値は十分あると考える。

【委員】

委託業務についてはどうか？

（事務局説明）

委託業務については最低制限価格を予定価格の 67%に設定しているが、工事のように最低限の資材が必要となることはなく技術者の能力に依るところが大きく、業務内容によっては直接人件費の 120%分の諸経費がつくものもある。よって最低制限価格が低くても可能であろうというのが全国的な考え方でもある。

議題 3

● 総合評価落札方式の試行結果について

（事務局説明）

総合評価落札方式（工事成績等簡易型）の試行につきましては、今年度第 3 回監視委員会にて舗装工事で試行する旨お伝えしており、その後、総合評価審査会により審議し承認をいただきました。設計金額約 2,000 万円の下水道工事に伴う舗装本復旧工事の発注を行い、総合評価点(100点)の内、入札金額によって算定される価格評価点を全体の 87 / 100 点とし、価格以外（工事成績・工事实績・地域要件・社会貢献・安全施工・技術者配置）の評価を残りの 13 / 100 点として算定し、入札を実施しました。結果としては、価格評価点だけで見た順位が 2 位であった業者が価格以外の評価で優位であったため落札決定となった。通常の一般競争入札で行った場合と比較した逆転現象となった入札価格の差は 7 万円程であった。

また、今回の試行に至るまでの日程経過を考察した場合、通常の一般競争入札と比較すると 12 月 22 日の落札決定までに時間を多く要したことから、今後、総合評価落札方式にて工事発注するのであれば、余裕を持って上半期に行ったほうが良いと考えております。

なお、学識経験者の意見としては、品質施工性等が担保されるであろう業者が最低制限価格を

下回り 3 社評価外になっている点について検討する必要があるのではないかという意見や、価格面・価格以外の評価面において良い成績の業者が落札候補となり、通常の一般競争入札と比べても総合評価落札方式の優位性が保たれたように思われるので、その点が今後も生かされるよう期待するという意見をいただいております。

今後はこのようなことから、今回落札された業者の施工内容等の成果については、期待に応えた結果となっているか否かを検査の中でチェックしていきたい。

【委員】

価格評価点の 87 / 100 点、価格以外の評価を 13 / 100 点としている配分については当面変更する予定はないのか？

（事務局説明）

今回の舗装工事の発注においては、専門業者が上位に入ってきているし良い結果となったと考えている。ただし、発注工種によって価格以外の評価の配分を応変させることや、既に学識経験者の意見としても頂戴している最低制限価格を下回って落札外となっている状況について、今後の検討課題と捉えている。

【委員】

評価点の中には安全施工が 0 点とか、技術者要件が 0.8 点とか低い内容のところがあるがどのようなことなのか？

（事務局説明）

安全施工が 0 点となっている業者は、過去 2 年度の間に工事現場で事故を起こして指名停止となったものである。技術者要件が 0.8 点となっている業者は、年末近いということもあってか、この工事を発注した時期に三重県の舗装工事の発注が多数有り、そちらに資格や実績のある技術者を配置したためにこちらに配置が出来なかったものと思われる。技術者要件については、その影響で入札辞退となった業者もあった。

【委員】

今回の結果の価格以外の評価点を見ると点数にかなり開きがあるように思うが、価格評価点との比重を任意に変化させることで全く違う落札業者にできるということなのか？

（事務局説明）

ご指摘のとおりである。当然、毎回同じような配点で考えるのではなく、工種によって応変させるべきであると捉えている。

●その他

【委員】

入札システムについて資料があるとの事ですが説明願います。

（事務局説明）

今回の総合評価落札方式においては、11月4日の審査会で承認を頂き、18日に発注公告を行い、12月15日に開札し、26日に契約という2ヶ月近い長い期間を要しましたが、当市の電子入札システムは独自のカスタマイズを施してきており、多々特徴を有する中でこのよう

に工事成績を管理しております。このことにより、工事の発注公告を作成する際に、システム内において工事成績が何点以上という条件を付与すれば、自動審査においてその条件をクリアした業者しか入札参加ができないので、後は入札書の金額のみの競争となります。よって、今回の総合評価落札方式に近い発注条件での入札を通常の約 2 週間で行うことが可能です。

【委員】

この入札システムは国土交通省などが使用しているシステムとは異なるということか？

（事務局説明）

全く異なるものであり、国土交通省などが使用しているシステムでは不可能な処理であると聞いている。

【委員】

総合評価落札方式については、技術者が多い業者に優位性が偏るのではないか？

（事務局説明）

それは想定できることだが、総合評価落札方式の考え方からすれば逆にそうなることは必然ではないかと考える。

【委員】

経審の総合評点は価格以外の評価の内容に影響はしないのか？

（事務局説明）

価格以外の評価点の箇所ではなく、入札参加条件において経審の総合評点が一定の以上なければ参加できない仕組みとなっている。また X₁ 評点（完成工事高）は価格以外の評価の実績評価に使用するなど、評価の中にある程度反映させているし、国土交通省からもそのような指示になっている。

【委員】

総合評価落札方式について、公正取引委員会より何かを指示する通知があることもあるのか？

（事務局説明）

直接的な指示事項は無いが、地方自治法の許容範囲内で認められている参加業者を市内業者に限るといったような地域要件を、過度に設定して毎回 5 社しか入札参加していないという状況を招かないように注意されたいといった内容の文書が来ることはある。

次回開催日程の選定

- ・ 次回開催日を平成 21 年 3 月 30 日（月）13：30～とする。
- ・ 次回抽出委員を吉川委員とする。